

■基本的な考え方

法人が支払う前払費用は、役務提供を受ける期間に応じて損金算入することが原則ですが、**短期前払費用の特例**を適用した場合は、その費用を支払い時に一括で損金算入することができます。その判断に当たっては、前払費用の金額だけでなく、その法人の財務内容に占める割合や影響等も含めて総合的に考慮する必要があります。

■判断のポイントとなる事項

- ①前払費用がその法人の財務内容に占める割合
- ②前払費用に係る業務が、その法人が事業活動を展開する上で根幹となる重要な業務であるか否か

●ケース1 短期前払費用の特例の適用が認められない

サービス業を営むA社は、別会社に「業務委託報酬」を支払いました。この業務委託報酬は、A社の店舗の管理業務、経理業務、人事業務に対する支払いです。

業務委託報酬の各項目に対する割合

	X期	X + 1期	X + 2期
売上総利益に占める割合	23.9%	25.9%	47.3%
販売費及び一般管理費に占める割合	30.3%	30.8%	53.6%
営業利益に占める割合	113.1%	166.2%	400.4%
経常利益に占める割合	135.2%	161.1%	508.4%
申告所得金額に占める割合	167.1%	176.2%	996.7%

業務委託報酬に係る各業務は、いずれもA社が事業活動を展開するうえで根幹となる重要な業務であり、業務委託報酬を支払日の属する事業年度に損金算入することは認められません。

●ケース2 短期前払費用の特例の適用が認められたケース

製造業を営むB社は、賃貸物件123件（車両運搬具・機械・事務機器）を賃借しており、11か月分の賃借料約5,400万円を前払いしました。前払賃借料約5,400万円のうち、製造原価の賃借料勘定に約1,000万円、販売費及び一般管理費の賃借料勘定に約4,400万円が計上されていました。

- ・製造原価に係る前払賃借料約1,000万円は、全体の製造原価約100億円の「0.1%」
- ・販売費及び一般管理費に係る前払賃借料約4,400万円は、全体の販売費及び一般管理費約25億円の「1.7%」
- ・賃借物件123件は主に車両運搬具であり、B社の金属加工機械製造業の根幹となる重要な業務に関するものではない。

損益計算に重要な影響を与える性格の費用ではないこと等から短期前払費用の特例の適用要件を充足。

ご不明な点がございましたら、石井会計の担当者にご相談ください。